

(平成23年7月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 3 件 |
| 厚生年金関係 | 3 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 10 件 |
| 厚生年金関係 | 10 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における同期間の標準報酬月額に係る記録を、それぞれ、平成13年8月から16年9月までは26万円に、同年10月から17年2月までは24万円に、同年3月から18年2月までは26万円に、同年3月から19年8月までは28万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②から⑬までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における同期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ、平成15年8月8日は17万円、同年12月22日は18万円、16年8月11日は19万円、同年12月22日は18万5,000円、17年8月11日は19万円、同年12月22日は19万5,000円、18年8月11日、同年12月20日、19年8月31日及び同年12月25日は22万円、20年8月20日は3万5,000円、同年12月29日は7万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成13年8月1日から19年9月1日まで
② 平成15年8月8日
③ 平成15年12月22日
④ 平成16年8月11日
⑤ 平成16年12月22日
⑥ 平成17年8月11日
⑦ 平成17年12月22日
⑧ 平成18年8月11日
⑨ 平成18年12月20日
⑩ 平成19年8月31日
⑪ 平成19年12月25日
⑫ 平成20年8月20日
⑬ 平成20年12月29日

申立期間に係る標準報酬月額及び標準賞与額は、実際に給与から控除さ

れていた厚生年金保険料に相当する標準報酬月額及び標準賞与額よりも低い額となっており、標準賞与額については届出さえもなされていないものもあるので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、同法に基づき標準賞与額について記録の訂正等を行う場合も、同様に、源泉控除されていたと認められる保険料額及び申立人の賞与額の見合う標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立期間①のうち、平成13年8月1日から17年1月1日までの期間、18年3月1日から同年4月1日までの期間の標準報酬月額については、事業所が保管する賃金台帳に記載された保険料控除額から、17年1月1日から18年3月1日までの期間、同年4月1日から19年9月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書及び事業所が保管する賃金台帳に記載された保険料控除額から、それぞれ、13年8月から16年9月までは26万円に、同年10月から17年2月までは24万円に、同年3月から18年2月までは26万円に、同年3月から19年8月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額を社会保険事務所（当時）に対し誤って届出を行い、上記期間に係る厚生年金保険料について過少な納付であったと認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 事業所が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間②から⑬までについて、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人の上記期間の標準賞与額については、賃金台帳に記載された保険料控除額から、平成15年8月8日は17万円、同年12月22日は18万円、16年8月11日は19万円、同年12月22日は18万5,000円、17年8月11日は19万円、同年12月22日は19万5,000円、18年8月11日、同年12月20日、19年8月31日及び同年12月25日は22万円、20年8月20日は3万5,000円、同年12月29日は7万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与額を社会保険事務所に対し届け出ていない、又は誤った届出を行い、上記期間に係る厚生年金保険料について過少な納付であったと認めていることから、

これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和47年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月21日から同年2月10日まで

申立期間当時、A社B事業所から同社C事業所に転勤したが、勤務は継続しており、厚生年金保険の被保険者期間に空白が生じていることに納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚（当時）の証言から、申立人がA社に継続して勤務し（昭和46年12月21日に同社B事業所から同社C事業所に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立人が所持する辞令から、申立人は昭和46年12月21日付けでB事業所からC事業所に異動となったものと推認できるが、B事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が異動日から1か月後の47年1月21日となっていることから、C事業所における資格取得日も同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る社会保険事務所（当時）の記録（昭和46年12月及び47年2月）から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における資格取得日が昭和47年2月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年9月1日から50年8月1日までの期間及び51年8月1日から52年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における同期間の標準報酬月額に係る記録を、それぞれ、48年9月は3万9,000円に、同年10月は3万6,000円に、同年11月から49年6月までは3万9,000円に、同年7月から50年6月までは6万4,000円に、同年7月は7万6,000円に、51年8月から52年4月までは14万2,000円に、同年5月から同年9月までは13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年1月21日から52年11月1日まで
所持している給与支払明細書に記載されている給与月額とオンライン記録の標準報酬月額とが相違しているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 2 申立期間のうち、昭和48年9月1日から50年8月1日までの期間及び51年8月1日から52年10月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与支払明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額から、それぞれ、48年9月は3万9,000円に、同年10月は3万6,000円に、同年11月から49年6月までは3万9,000円に、同年7月から50年6月までは6万4,000円に、同年7月は7万6,000円に、51年8月から52年4月までは14万2,000円に、同年5月から同年9月ま

では13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立てに係る事業所が保管する上記期間に係る届書（健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の副本）とオンライン記録の標準報酬月額とが一致していることから、事業主は上記期間について保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は上記報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、これを履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間のうち、昭和48年1月21日から同年9月1日までの期間、50年8月1日から51年8月1日までの期間及び52年10月1日から同年11月1日までの期間については、給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録と同額であることから、記録を訂正する必要は認められない。

岡山厚生年金 事案 1447

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 6 月 25 日から 38 年 4 月 1 日まで
② 昭和 38 年 4 月 21 日から 42 年 4 月 1 日まで

A社B支店に勤務していた申立期間①の標準報酬月額は1万4,000円から2万2,000円と記録されているが、実際の報酬月額は2万5,000円から3万6,000円であり、同社C支店に勤務していた申立期間②の標準報酬月額は2万円から3万円と記録されているが、実際の報酬月額は2万7,000円から3万2,000円であったので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、給与明細書を所持していない上、申立てに係る事業所も、「賃金台帳等の関係資料は残っておらず、申立人に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額は確認できない。」と回答しており、申立人に係る申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額は確認することができない。

また、オンライン記録から、申立人と同じ職種であったとする同僚（複数）の標準報酬月額は申立期間において申立人とほぼ同額で推移していることが確認でき、申立人の標準報酬月額が同僚のそれと比べ特段に低額であるという状況は見られない上、上記の同僚のうちの複数人が自分の標準報酬月額はオンライン記録と一致していると思う旨回答しており、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票に標準報酬月額が遡って低く訂正されたような形跡は無く、記録管理に不自然さはみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年5月24日から23年1月11日まで
② 昭和23年7月21日から同年9月28日まで
③ 昭和25年7月23日から同年10月22日まで
④ 昭和26年10月1日から28年3月1日まで
⑤ 昭和28年5月24日から29年1月3日まで
⑥ 昭和29年11月11日から33年3月21日まで
⑦ 昭和38年2月4日から44年2月7日まで

A社を昭和33年3月に退職した後には申立期間①から⑥についての、また、B社を44年2月に退職した後には申立期間⑦について脱退手当金を受給したことになっているが、自分で請求手続を行った記憶はなく、事業所から脱退手当金について説明を受けた記憶もないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①から⑥に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間⑥に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和33年11月に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立期間⑥に係る事業所における申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日である昭和33年3月21日の前後2年以内に、同事業所において同資格を喪失した女性の脱退手当金の受給資格者は22人みられるが、そのうちの10人に同事業所を最終事業所とする脱退手当金の支給記録が有る上、申立期間①から⑥に係る脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度の創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

2 申立期間⑦に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和44年4月に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない上、申

立人の同期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示がある。

- 3 申立人は、申立期間当時、年金には関心がなかった旨供述しており、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さほうがえない上、申立人に係る脱退手当金は、2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されるとは考え難い。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶がないという主張のほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年10月14日から27年12月10日まで
② 昭和35年2月1日から36年10月29日まで
③ 昭和36年10月29日から40年5月1日まで

申立期間について脱退手当金を受給したこととなっているが、当時は脱退手当金という制度自体を知らず、受給した記憶はない。申立期間②に係る事業所であるA社に就職し、厚生年金保険の加入手続を行った際、事業主に年金手帳と印鑑を渡した記憶があり、その時に事業主がそれらを使用して勝手に脱退手当金を請求したと思われるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示がある上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和40年10月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立てに係る事業所のうち、最終事業所とされているB社において、申立人の退職日と同じ日に退職した同僚（当時）は、事業所から脱退手当金に関する説明を受け、代理請求の手続をしてもらった旨証言しているところ、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日である昭和40年5月1日の前後2年以内に、同事業所において資格喪失した女性の脱退手当金の受給資格者は21人みられるが、そのうちの10人に同事業所を最終事業所とする脱退手当金の支給記録が有り、申立人が脱退手当金を受給していることに不自然さはいかたがえない。

さらに、脱退手当金は、制度上、厚生年金保険の被保険者期間が確定した後には請求されるものであり、最終事業所の前に勤務したA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した頃に、同事業所の事業主が申立人の同意を得ることなく脱退手当金を請求したとする主張には不自然な点が見受けられ

る上、申立人から聴取しても、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 6 日から 39 年 7 月 16 日まで
② 昭和 40 年 2 月 6 日から 41 年 8 月 13 日まで

A社を退職した後、脱退手当金を受給したこととなっているが、当時は脱退手当金という制度自体を知らず、受給した記憶もないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示がある上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和41年11月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立てに係る事業所において、申立人の退職日近くに退職した同僚（当時）は、会社から脱退手当金に関する説明を受け、代理請求の手続きをしてもらった旨証言しているところ、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日である昭和41年8月13日の前後2年以内に、同事業所において資格喪失した女性の脱退手当金の受給資格者は14人みられるが、そのうちの5人に同事業所を最終事業所とする脱退手当金の支給記録が有り、申立人は、当時、年金には関心がなく、再就職する意思もなかった旨供述していることを踏まえ、脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶がないという主張のほか、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年頃から 36 年 4 月頃まで

勤めていた事業所が倒産し、自宅に戻っているときに看護学校の同期生に誘われてA事業所で看護師として3年間ほど勤務した。同事業所では、給与明細書や厚生年金保険被保険者証を渡されたことはなく、厚生年金保険料の控除についても不明であるが、勤務していたのだから厚生年金保険には加入していたはずなので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA事業所の申立期間当時の事業所長及び事務長の氏名のほか、入居していた寮の状況を記憶しており、時期は特定できないものの、同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が氏名を挙げた同僚4人のうちの2人にはA事業所における厚生年金保険の加入記録が無く、同事業所の事業主は、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったものと推認される。

また、A事業所は、申立期間中の昭和 35 年 7 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、34 年 10 月 1 日の被保険者（全員）に係る標準報酬月額の時決定は、保険者により認定決定されていることが確認でき、同事業所は、この頃には厚生年金保険に係る諸手続を行っていなかったものと推認される。

さらに、申立人は、厚生年金保険料が控除されていたか否かについては不明であり、給与明細書を渡されていなかった旨供述している上、同事業所は既に閉鎖しており、閉鎖時の事業所長は申立期間当時の賃金台帳等は無い旨回答するなど、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

加えて、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

昭和 49 年 8 月末にA社を退職し、同年 9 月1日から、46 年の設立当初から代表取締役を務めていたB社に常用的に勤務した。社会保険に係る届出を当時の事務担当者に指示しており、厚生年金保険料は 49 年 9 月から控除されていたはずであるにもかかわらず、同月が厚生年金保険の被保険者となっていないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿から、申立人は申立期間において申立てに係る事業所の代表取締役として同事業所に在籍していたことは確認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所は既に破産の上、適用事業所ではなくなっており、代表取締役であった申立人は、当時の人事記録、賃金台帳等の資料は無いと回答している。その上、他の役員（当時）等から申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入、保険料控除等について具体的な供述を得ることはできず、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人は昭和 49 年 10 月 1 日に資格を取得したことが、その 10 日後の同月 11 日に届け出られていることが確認でき、記録に不自然さは見当たらない。

さらに、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 1 項ただし書において、特例対象者（申立人）が、その事業主が厚生年金保険料の納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合には、記録の訂正を行わない旨規定されているところ、事業主（代表取締役）であった申立人は、事務担当者に対し、自らの厚生年金保険の資格取得届を提出するよう指示していたと供述するなど、当時、社会保険事務に関与していたことが認められ、厚生年金保険料の納付義務を履行していないことを知り得る状態であったと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日頃まで
高校を昭和 41 年 3 月に卒業した後、親類の紹介により、住み込みで他県にあった A 事業所に就職し、その年の年末頃まで勤務したにもかかわらず、その期間の厚生年金保険の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚（当時）の証言から、申立人が申立期間当時、A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録から、個人経営の事業所であった A 事業所は、昭和 43 年 10 月に法人（B 社）となった後の 44 年 4 月に初めて厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、B 社における厚生年金保険被保険者のうち、A 事業所に勤務していた旨証言した 5 人も同事業所における厚生年金保険の加入記録は無く、そのうちの二人は、A 事業所は厚生年金保険に加入していなかった旨証言している。

さらに、B 社の事務担当者は、A 事業所は厚生年金保険には加入していなかったと当時の事業主に聞いたことがあり、昭和 44 年に適用事業所となる前の期間に係る社会保険関係の書類も見ることがない旨証言している。

加えて、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月 1 日から 37 年 2 月 21 日まで

A社（勤務先は、B事業所）に係る申立期間について、脱退手当金が支給された記録となっているが、この間の脱退手当金を受給した記憶はないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間におけるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人については、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の押印がある上、同事業所の被保険者資格を申立人と同時期に喪失し、脱退手当金の支給記録がある4人全員にも「脱」の押印がある。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の資格喪失日から約2か月後の昭和37年4月13日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間前におけるA社での厚生年金保険被保険者期間（昭和32年7月1日から同年11月28日まで）については、計算の基礎とされずに未請求となっている。

しかしながら、申立人は、この未請求期間において厚生年金保険料を控除されていた記憶はない上、この期間を管理する厚生年金保険被保険者記号番号は申立期間のそれとは別番号であり、申立人がこの期間についての請求を行わなかったとしても不自然ではない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶がないという主張のほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年1月7日から同年8月31日まで

昭和19年1月に母親の看病のため休暇を取り、A社のB丸を下船した。2か月後くらいに乗船願を会社に提出したが、戦災で船が少なくなったため、当分の間自宅待機するよう指示された。その後、同年8月に同社のC丸に乗船するまでの期間、税金や船員保険料等を差し引かれて給料が送金されていたと思うので、未加入となっている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、現在船員保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主、事務担当者、同僚等の連絡先は不明であり、当時の状況についての証言を得られない。

また、申立人が所持する船員手帳に、昭和19年1月6日に家事の都合によりB丸を下船し、同年8月31日にC丸に乗船した旨の記載があり、申立人は、この期間については自宅待機期間であったと述べていることから、予備船員であったと考えられるところ、自宅待機者等の予備船員が船員保険被保険者の適用対象とされたのは20年4月1日以降であることから、申立人は申立期間においては船員保険被保険者に該当しない。

さらに、申立人に係る申立期間の船員保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月1日から同年12月5日まで

A社には、昭和53年12月から平成2年3月末まで勤務しており、申立期間においては母親の介護のため休職していた。勤務先の工場長から「給料日に直接、厚生年金保険料を払っておいたら、ずっと厚生年金保険に加入しているようになって、年金をもらう時にいいよ。」と言われたため、自転車で工場長に保険料を持って行った。

工場長を信用していたので領収証等はないが、私は申立期間の保険料を払っており、厚生年金保険の加入期間に切れ目は無いはずなので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者原票、オンライン記録及び雇用保険の記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和59年7月1日であり、i) 同月7日に健康保険証を返却していること、ii) 同年8月3日に夫の扶養となっていること、iii) 健康保険の継続療養受給届を提出していることなどから申立てに係る事業所が申立人に係る資格喪失の手続を行ったことが確認できるほか、同年9月10日に雇用保険基本手当の受給資格の決定が行われ同年12月4日まで同手当を受給していることから退職していることが認められる。

また、申立人は、厚生年金保険料を工場長に支払ったと述べているが、申立期間については、厚生年金保険被保険者資格を上記のとおり昭和59年7月1日に喪失し、また、国民年金にも未加入である上、領収証等の資料を所持していないなど、保険料支払をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。